

第5章 調査計画書についての福岡県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

「福岡県環境影響評価条例」(平成10年12月24日 条例第39号)第13条に基づく福岡県知事の意見及び、これに対する事業者の見解は以下のとおりです。

表5-1.1(1) 福岡県知事の意見及び、これに対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
I 全体的事項	
1. 事業実施区域及びその周辺において、周辺住民だけでなく、関係者等を含めたより広範囲を対象とした説明会を開催するなど丁寧な地元説明を実施し、十分な理解を得るよう努めること。また、把握した環境の保全の見地からの住民意見に対しては、誠意ある対応を行うとともに、周辺住民等に対して、本事業の情報公開に積極的に努めること。	福岡県条例に基づき、住民説明会を開催するとともに、本事業に十分な理解が得られるよう、関係自治体と調整を図り、関係自治体及び当局のホームページや新聞への掲載を実施します。
2. 環境影響評価調査計画書にて選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、専門家等からの助言を踏まえて、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書案以降の図書に反映すること。	新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合は、有識者からの意見を踏まえて、必要な調査、予測及び評価を行い、それらの内容については、評価書案へ反映しました。
3. 事業実施区域が瀬戸内海であることから、瀬戸内海環境保全特別措置法の趣旨を踏まえ、評価に当たっては、瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画などの各種行政計画との整合性について検討すること。	瀬戸内海環境保全基本計画や瀬戸内海の環境の保全に関する福岡県計画などの各種行政計画と整合が図れるよう配慮し、福岡県とも協議を行います。
4. 事業実施における回避・低減措置の検討に加えて、事業の実施に伴い喪失する自然環境に係る調査、予測、評価に当たっては、修復及び代償の視点を取り入れること。	事業の実施により想定される影響については、海藻等の生育場の創出や移植等の保全対策について有識者の意見等を踏まえて適切に実施していきます。
II 個別的事項	
1. 大気質 事業実施区域の周辺には多くの住宅があるため、本事業の実施にあたっては、工事の実施に伴う資材及び機材を運搬するための車両の走行に伴う周辺地域への影響について、施工方法、工事車両の走行ルート、台数、環境保全のための措置等を十分に検討し、不足があれば調査予測地点を追加すること。また、粉じんの抑制・飛散防止の対策を行うことで、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めること。	工事实施段階においては、施工計画について十分検討し、不足等があれば適切に調査を実施します。 また、工事の実施にあたって、可能な限り資材運搬等に係る車両台数を減らすため、海上からの資材搬入を行い、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めていきます。

表5-1.1(2) 福岡県知事の意見及び、これに対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
II 個別的事項	
2. 騒音振動	
<p>(1) 航空機の運航については、供用後においても通常時の運用は現況と変わらない計画であること、米軍機の受け入れは緊急時のみと限定的であることや頻度や時期が不明であることから評価項目として選定していないが、事業実施区域の周辺には居住区域があり、騒音・振動及び低周波等の影響が懸念されるため、十分な期間の調査、予測及び評価を行い、極力環境を悪化させないという観点から、騒音の低減に積極的に努めること。</p> <p>(2) 工事の実施に伴い増加する工事機材運搬用のトラック・ダンプカー等の走行に伴う周辺地域での騒音・振動の影響について、走行車両や走行ルートを選定も含めて十分な配慮を検討すること。</p>	<p>(1) 航空機の運航については、緊急時のみと限定的であること等のため評価項目とはしてはしていませんが、現状把握を含め、騒音対策の基礎資料とするため既往調査を含めた騒音及び低周波の調査を実施しております。また、その結果を踏まえ、想定される航空機騒音の程度について評価書案へ記載しております。引き続き運用を担う築城基地と事業者である九州防衛局が連携しながら、住民の皆様の生活環境に十分配慮していきます。</p> <p>(2) 事業の実施にあたり、可能な限り資材運搬等に係る車両台数を減らすため、海上からの資材の搬入を行い、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めます。また、工事車両に関して、走行車両や走行ルートを選定も含め、騒音・振動の影響について十分な配慮を行うこととします。</p>
3. 水質	
<p>(1) 事業実施区域及びその周辺における水質・底質について、埋立てに伴う潮流変化により、周辺海域に影響が生じることが予測されることから、水質及び底質調査を定期的実施し、水環境への影響を回避すること。</p> <p>(2) 環境の保全の観点から、河川は河口を含めて一体的に考えるのが適切であると考えられるため、長狭川、今川及び江尻川については、河口も含めた環境影響評価の実施を検討すること。</p> <p>(3) PFOS及びPFOAが要監視項目に追加されたこと、また、PFHxSがPOPs（残留性有機汚染物質）に追加される予定であることを踏まえ、基地で使用されているふっ素系界面活性剤（PFOS、PFOA、PFHxS）の水質評価項目への追加を積極的に検討すること。</p>	<p>(1) 事業の実施にあたっては、環境配慮として水質及び底質調査を定期的実施します。</p> <p>(2) 有識者の意見等を踏まえ、長狭川、今川及び江尻川に対し、河口への影響も含めた環境影響評価を実施しました。</p> <p>(3) 築城基地で保有するPFOSが含有されている可能性がある製品（油脂類、塗料、撥水剤、表面処理剤、防汚剤、乳化剤及びコーティング剤）について、成分（製品）表示を確認しPFOSの記載がないことを確認しています。また、基地内の施設をモニタリングし、基地からの排水が公共用水域における指針値（暫定）を超過する原因とならないよう、関係省庁及び関係自治体と連携した対応を行います。</p>

表5-1.1(3) 福岡県知事の意見及び、これに対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p>Ⅱ 個別的事項</p>	
<p>4. 地形及び地質</p> <p>埋立工事及び埋立てにより発生する潮流等の変化に起因する海底の地形及び底質の変化については、現地調査等により十分な情報収集を行い、詳細なシミュレーションを行うこと。</p> <p>また、その結果については、水質、底質、動植物及び生態系の予測、評価に反映できるよう検討すること。</p>	<p>海底の地形の変化については、有識者の意見を踏まえて現地調査及びシミュレーションを行っております。また、その結果を踏まえて水質、動植物及び生態系の予測、評価に反映しています。</p> <p>なお、底質においては、造成等の施行による地盤改良では、薬液注入等、底質に及ぼす工法は行わない計画であること、埋立土砂には法令を遵守した土砂を用いることから、底質の状況は現況と変わらないと考えられるため、評価項目として選定しないこととしました。</p>
<p>5. 動物・植物・生態系</p> <p>(1) 事業実施区域及びその周辺では、植物及び動物の生息・生育環境があり、埋立てに伴い生態系に影響が生ずることが予測されることから、詳細な調査を実施し、有識者等や関係機関からの意見を踏まえて、環境の保全に努めること。</p> <p>(2) 事業実施区域及びその周辺の浅海域については、本事業の埋立てによりカブトガニやアオギス等の希少生物の生息、生育及び再生産の環境が消失することから、埋立区域における動植物の分布状況について詳細に調査を実施すること。なお、調査により希少生物の存在が確認された場合は、有識者等の意見を踏まえて対応の検討を行い、適切な予測、評価を行うことで、動植物への影響について可能な限り回避又は低減を行うこと。</p>	<p>(1) 植物及び動物の調査及び保全措置にあたっては、有識者の意見を踏まえながら適切に実施します。</p> <p>(2) カブトガニやアオギス等の希少生物の調査にあたっては生息、生育状況について有識者の意見を踏まえて実施しています。なお確認された希少動植物に対する保全措置等についても有識者等の意見を踏まえて、可能な限り環境の保全に努めることとします。</p>